



今回はプライスウォーターハウスクーパース社 日系企業部マネージャーの山岸哲也氏から、米国税制の最新動向について情報提供いただきます。

## 米国税制の最新動向： 日米租税条約改正から 2004年米国雇用創出法まで

プライスウォーターハウスクーパース  
シカゴ事務所 日系企業部マネージャー  
山岸 哲也

米国では近年多くの税制改正が矢継ぎ早に行われ、納税者が最新の動向を逐一アップデートするのが難しくなっています。本稿では、最近行われた米国税制改正のうち日系企業にとって重要な改正を簡潔に解説したいと思います。なお、紙面の都合上、ここでは連邦法人税上の改正動向のみを取り上げます。

### 1. 日米租税条約の改正

#### (1) 源泉税の減免措置の拡大

(1) 特定の親子間配当の場合、(2) 使用料、(3) 一定の要件を満たす金融機関が受け取る利子所得、に対して、源泉税が免除されることになりました。恩典を享受するためには、所得受領者はW-8BEN 1120Fを含む一定の報告義務を履行する必要があります。

#### (2) 恩典制限条項 (LOB条項) の導入

租税条約の恩典を受けるためには、一定の要件を満たす「適格居住者」に該当する必要があります。上場企業やその子会社、非公開企業でも正当な事業を行う者(一定のテストをクリアする必要があります)は「適格居住者」と認められます。

### 2. 2004年米国雇用創出法

#### (1) 輸出所得の特別控除制度 (ET税制) の廃止

一定の要件を満たす国外販売売上から生じた所得のうち一定割合を連邦税上控除することが認められていましたが、本改正により、ET税制は段階的に廃止されることになりました。2005年度及び2006年度で依然利用することが認められていますので、国外販売売上がある納税者は、積極的にET税制を利用することをお勧めします。

#### (2) 適格製造所得に係る特別控除の創設

一定の要件を満たす適格製造所得の一定割合 (2005年及び2006年：3%、2007年から2009年：6%、2010

年以降：9%)を課税所得から控除できるというものです。米国で製造業を営む事業者にとって重要な優遇措置となります。これを利用するためには、適切な事前準備が必須となりますので、早期に対応しましょう。

#### (3) 海外子会社配当の特別控除の創設

一定の要件を満たす海外子会社からの配当について、その85%を課税所得から控除することを認める制度です。配当控除の適用を受けるためには、現金配当である、その資金が米国再投資に利用される、等いくつかの要件を満たす必要があります。2004年度と2005年度の2課税年度の時限立法であるため、配当控除を適用できるのは残すところ2005年度しかありません。利用を考えている納税者は速やかにプランニングを進めることをお勧めします。

#### (4) タックスシェルター規制の強化

本改正において、タックスシェルターに関する報告義務が適切に履行されなかった場合の罰則規定が強化されました。報告義務を課された取引につき開示を怠った場合には20万ドルのペナルティが課されるなど厳しいものとなっています。これを契機に自社が報告義務のある取引を行っていないかどうか確認しておくことをお勧めします。

### 3. 移転価格の同時文書化義務

原則として納税者は自社の移転価格に関して移転価格文書を申告書の提出日までに準備し、RSからその提出を求められた場合、要求から30日以内に移転価格文書を提出する必要があります。30日以内に移転価格文書を提出した場合には、移転価格調査によって更正を受けた場合でもペナルティ(追徴税額の20%または40%)が課されないことになっています。近年、米国移転価格調査は一段と厳しくなっていますので、追徴税額に対するペナルティを回避できるよう積極的に同時文書化義務を履行することが重要です。

### 4. スケジュールM-3の作成提出義務化

2004年12月31日以降に終了する事業年度について総資産1千万ドル以上の納税者は従来のM-1に代わるものとしてM-3という新しい別表を作成提出することが義務付けられました。

本件に関するお問い合わせは、PrivateHouseCoopers LLPシカゴ事務所の山岸哲也(電話：312-298-2632 Eメール：tsuya.yamagishi@us.pwc.com)までお願い致します。

#### 会社概要：

プライスウォーターハウスクーパース社  
PR CEWATERHOUSECOOPERS LLP  
所在地 米国主要都市 (シカゴ事務所：One North Wacker Drive Chicago, IL 60606)  
Website: www.japan-bus.pwc.com  
代表者 デニス・M・ナリー、会長及びシニア・パートナー (米国)  
会社概要：PWCジャパニーズ・ビジネス・ネットワークの全米ネットワークは130名以上の日本人プロフェッショナルを全米各地域に配属し、日系企業に対し、会計・監査、税務を始めとする総合的なサービスを提供。